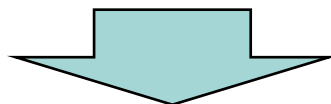


雇用関係助成金のDX化について(報告)

背景

- 事業主からの雇用保険料を財源として実施している事業主向けの雇用関係助成金（年間約40万件の支給決定。13種類50コース（2024.6時点）（※）の手続については、令和5年度から「雇用関係助成金ポータル」の運用を開始し、オンラインでの支給申請を可能とした。 ※ 時限のコースや経過措置等を除く。
- しかしながら、以下の課題。
 - ・ 申請項目や添付書類が多岐にわたっている上、添付書類の中でもマイナンバー情報連携の対象外である賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等は、事業所によって、作成・管理方法が異なっており、現状、PDFや紙での添付が多数を占めている。
 - ・ これらの申請書類については電子申請された場合であっても、職員が紙でプリントアウトするなどして目視で確認している状況であり、審査期間も概ね3ヶ月とスピーディな支給につながっていない。
 - ・ 申請内容等の情報についても十分にデータ化されておらず、EBPMや審査等の業務効率化を推進する観点からも望ましいものとは言い難い状況。



申請手続の簡素化、審査業務など行政実務の効率化を図り、スピーディな支給を実現させるため、関係局長（職業安定局、雇用環境・均等局、人材開発統括官、労働基準局）をメンバーとする「雇用関係助成金のDX化検討チーム」を令和5年12月に立ち上げ。

（デジタル庁や「事業者のデジタル化等に係る関係省庁連絡会議」とも連携）

（検討項目）

- ① 申請項目や添付書類の簡素化等、既存の業務プロセスの見直し
- ② 賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書、領収書等の添付書類のデジタル化の方策
（実現可能性や費用対効果の観点も踏まえた導入の可能性）

1 既存の業務プロセスの見直し（申請項目や添付書類の簡素化等）

全ての雇用関係助成金について手続全般にわたり、ゼロベースで見直し

<目標>

- ・申請項目や添付書類について概ね半減を目指す
- ・紙やPDFによる非デジタル情報の提出は原則廃止し、申請から給付までの一連のプロセスについて、デジタル情報により完結することを目指す

<主な見直し内容> ※各助成金の目的により要件や申請項目等が異なるため見直し内容は一様ではない。

- （１）重複して申請させている申請項目や添付書類を削除
- （２）既に行政が把握している情報（雇用保険データ）で確認できる申請項目や添付書類を削除
- （３）支給要件確認や審査等において必要性の少ない項目を削除
- （４）客観的に確認が難しい要件の廃止
- （５）（一部の助成金において）計画書の廃止 等



全助成金平均で、申請項目数は約 3 割、添付書類は約 2 割それぞれ削減（現時点）
（令和 7 年度以降順次実施すべく、今後、支給要領の改正や様式の標準化等の作業を進める）

<更なる見直し>

雇用関係助成金については、令和 6 年秋以降、助成金が政策目的を実現するツールとして有効に機能しているか等について、効果検証の取組を強化することとしている。それに併せて、業務プロセスの見直しについても、今般の見直しを一過性のものとすることなく、不断の見直しを図っていく。

２ 不正受給対策の強化（支給前の調査確認の強化等）

１の業務プロセスの見直しにより、申請項目や添付書類の簡素化等を進めるとしても、不正受給を誘発することのないよう、審査業務のプロセスを見直し、支給前の調査確認を強化。

<主な見直し内容>

- （１）書面審査を中心に行っている審査業務について、事実確認のための能動的な調査確認を強化
（一部試行等を経た上で令和７年度から実施）
- （２）調査に非協力的な場合や事実の立証が十分にできない場合に不支給決定とする規定や、地方労働局が調査のために従業員へのヒアリングや関係機関に対して照会を行う場合、事業主がこれに応じることが支給要件とする規定の導入等について検討

３ 申請手続の負担軽減及び審査の効率化

申請者の負担軽減及び職員の審査効率化を図る観点から、以下の見直しを行う。

<主な見直し内容>

- （１）ハローワークが保持している雇用保険関係情報について、助成金申請時の再入力省略する。
（システム改修の上、令和７年度中の運用開始を目指す）
- （２）デジタル庁の協力を得て、jGrantsの検索機能に雇用関係助成金を追加し、jGrants内及び「雇用関係助成金ポータル」内に双方のリンクを貼る等、申請者の利便性の向上を図る取組の調整を進める。

4 添付書類（賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書、領収書等）のデジタル化

1の業務プロセスの見直しを経たとしても、依然として、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書、領収書等の添付書類は支給事務に必要なが、これらについて、一層のデジタル化・標準化を図る必要。
令和7年度にデジタル化技術の活用に向けた調査研究を行い、その結果を基に実装を検討。

<主な見直し内容>

（1）AI等のデジタル化技術の活用

紙をPDF化したデータ等からテキスト情報をデータ化する技術も進展。事業主から提出されたアナログデータをデジタルデータとして処理できないか、引き続き他の手段と併せて実装可能性について検討。

（2）「雇用関係助成金ポータル」と民間人事労務管理ソフトウェア等とのAPI連携

企業が利用している民間ソフトウェア等と「雇用関係助成金ポータル」とのAPI連携の方策について、他のデジタル化技術と併せて実現性と効果を検討（民間ソフトウェア会社の開発インセンティブが高まるような視点にも留意）。

（3）添付書類様式の統一と利用促進

デジタルで人事労務管理を行っていない中小・零細企業に関しても可能な限りデジタル化を進める。
具体的には、①厚生労働省が示す標準様式（電子）を作成した上で、当該様式を活用した添付書類の作成を推奨しつつも、依然として紙による管理を行う事業主については、AI-OCRによる読み取り精度を高めるため、厚生労働省が示す標準様式を活用した添付書類の作成を推奨する方法や、②AIを活用した標準データ化の方法等について検討。

（4）電子申請の義務化の検討

一定の規模の企業に対し助成金手続における電子申請の義務化を検討

申請情報等のデジタル化を進め、将来的には、助成金審査業務の自動化、要調査対象事案の抽出など不正受給対策のブラッシュアップのほか、一層のEBPMの強化といったデジタルデータの活用を目指す。

	令和 6 年夏～	令和 7 年度～	令和 8 年度～
措置事項	・簡素化に向けた支給要領や様式等の改正作業及び「雇用関係助成金ポータル」の改修 →簡素化後の申請開始 (R7.4～) ・支給前の調査確認手法の検討及びマニュアルの作成等 →支給前調査の開始 (R7.4～) ・令和7年度実施の措置に係る予算要求 ・デジタル化技術の活用に向けた調査研究事業に係る調達	・助成金業務におけるデジタルデータの活用 →雇用保険情報の活用開始 (R7年度中のリリースを目指す) ・jGrantsと「雇用関係助成金ポータル」との情報連携 (jGrants検索機能への雇用関係助成金の追加・リンク) ・デジタル化技術の活用に向けた調査研究事業の実施	・調査研究を基にデジタル化の実装に向けた具体的内容の検討